

景観計画書【景観形成特別地区\_旧岩崎邸庭園】

(建築物の建築等)

当該行為における景観形成に関する考え方	
<p>(記載欄) 景観に関する計画全体の考え方や特に配慮した点等を記載ください。</p>	
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■隣地間隔や隣棟間隔を十分に確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにする。</li> <li>■周辺のまちなみに配慮した配置とする。</li> <li>■敷地内やその周辺に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や残すべき自然などがある場合は、それらを活かした建築物の配置とする。</li> </ul> <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、配置に関して配慮した点を記載ください。</p>
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>■庭園内部の主要な眺望点や不忍池からの見え方をシミュレーションし、庭園や不忍池からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。</li> <li>■庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えないようにする。</li> </ul> <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、高さ・規模に関して配慮した点を記載ください。</p>
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物全体及び隣接する建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。</li> <li>■長大な壁面を生じさせないようにし、壁面を分節するなど、庭園や不忍池からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにする。</li> <li>■不忍通りに面する建築物の低層部は、ヒューマンスケールのまちなみ形成に寄与するよう、次の事項に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業・文化施設等を配置する。</li> <li>・賑わいの連続性や屋内外の一体性に配慮した計画とする。</li> <li>・歩いて楽しい空間の創出を図る。</li> </ul> </li> <li>■建築物に附帯する屋外設備等がある場合は、次の事項に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園や不忍池からの眺望を阻害しないものとする。</li> <li>・道路等の公共空間から直接見えない位置に配置する。</li> </ul> </li> </ul>

<p>(続き) 形態・意匠・ 色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲から見えないよう建築物と一体的に計画する。</li> <li>・見える場合は、目隠しフェンス等で修景を行う。ただし、目隠しフェンス等が、周辺の建築物群の高さから突出した高さとならないようにする。</li> </ul> <p>■配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮する。露出する場合は、目立たないものとなるように配慮をする。</p> <p>■バルコニーやベランダについては、庭園や不忍池など、外部からの視線を遮るような素材や構造等にする。</p> <p>■建築物の色彩や素材は、周辺との調和を図り、次の事項に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築物等における色彩の基準（台東区景観計画 P100）」における色彩計画の基本的な考え方や色彩方針を参考とし、計画を行う。</li> <li>・色彩基準に適合するものとする。</li> <li>・建築物の外装材は、庭園や不忍池からの眺望を阻害するような反射材などの素材の使用は避ける。</li> </ul> <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、形態・意匠・色彩に関して配慮した点を記載ください。</p>
<p>外構・緑等</p>	<p>■外構計画は、隣接する敷地や道路等、周辺のまちなみとの調和を図る。特に、道路に面する部分の床仕上げについては、質感のある仕上げとするよう配慮する。</p> <p>■庭園内の重要な樹木等に悪影響を及ぼさないようにする。</p> <p>■駐車場や駐輪場、ごみ置き場、外構に附帯する設備等については、次の事項に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園や不忍池、道路等の公共空間から見えない位置とする。</li> <li>・見える場合は、建築物との調和を図るとともに、歩行者からの見え方に配慮した修景を行う。</li> </ul> <p>■緑化にあたっては、次の事項に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園や不忍池からのみどりの連続性に配慮する。</li> <li>・屋上緑化や壁面緑化も活用し、積極的に緑化を図る。</li> <li>・庭園や不忍池周辺の樹種と親和性のある樹種の選定を図り、在来種中心とした緑化計画とする。</li> <li>・四季が感じられるような樹種を取り入れるよう努める。</li> </ul> <p>■夜間の景観に配慮し、過度な照明を庭園側に向けない。</p> <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、外構・緑等に関して配慮した点を記載ください。</p>

特記事項	<ul style="list-style-type: none"><li>■地域別に定められたガイドライン等がある場合は、当該ガイドライン等の内容を踏まえ、本基準と併せて双方の基準に配慮する。</li><li>■景観まちづくり協定の区域に該当する場合は、その協定の内容を尊重した計画とする。</li><li>■窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない。</li></ul>
	(記載欄) 上記内容を踏まえ、該当がある場合は配慮した点を記載ください。